

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定

(障害者支援局障害福祉課)

1 要 旨

平成30年10月に施行された「ギャンブル等依存症対策基本法」において、都道府県は「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するよう努めなければならないとされている。(令和3年3月に公表)

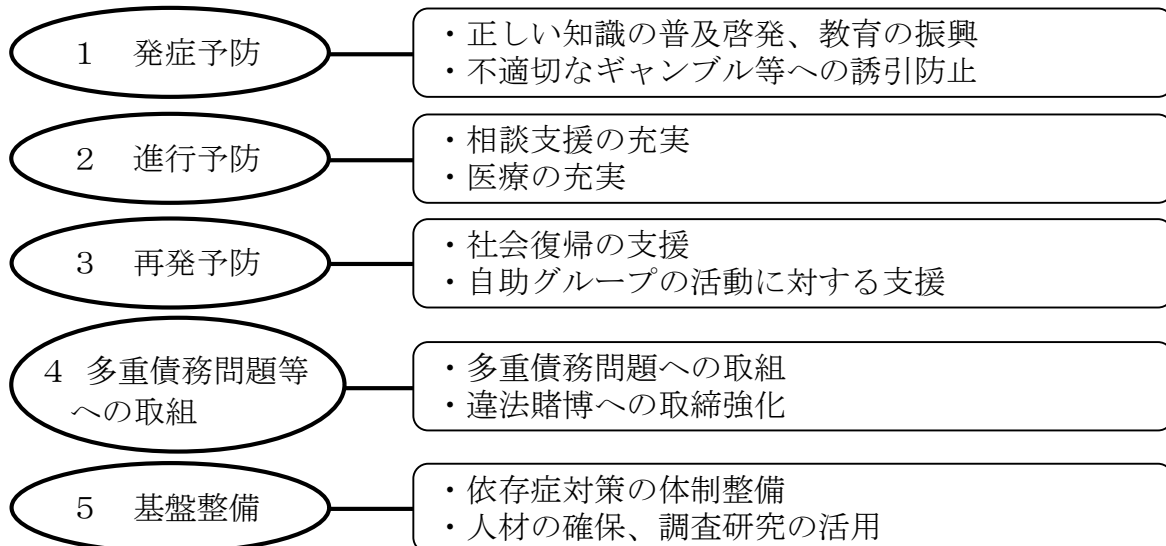
2 計画の概要

(1) 計画の概要

計画の位置付け	都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画 (ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項)
計画期間	令和3年度～令和5年度(3年間) ※3年ごとに見直し
基本理念	1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策の実施や御本人及び御家族への支援による、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現 2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等に関する施策との有機的な連携 3 アルコール、薬物等への依存に関する施策との有機的な連携
重点目標	1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防 2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れの目ない支援体制の整備

(2) 基本的施策

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策、多重債務問題等の関連問題への対策、依存症対策の基盤整備に関し、取り組むべき事項を盛り込んだ。



3 策定組織等

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会を立ち上げるとともに、パブリックコメントにより広く県民から意見を聴取した。

協議会	静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会(3回)	医療、精神保健福祉、司法等の各分野の有識者や当事者、関係事業者等(16名)
県民意見	パブリックコメント	3人(計11件)

